

(利用定員)

第6条 利用定員は、25名とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 給食サービス
- (8) 入浴サービス
- (9) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 事業を提供した場合利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の割合の額とする。

デイサービス利用料（7時間以上8時間未満利用時の料金）				
1日あたりの利用料金 7時間以上8時間未満		自己負担1割の方	自己負担2割の方	自己負担3割の方
要介護1	6,580円	658円	1,316円	1,974円
要介護2	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護3	9,000円	900円	1,800円	2,700円
要介護4	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
要介護5	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円
加 算				
入浴介助加算Ⅰ		40円/1日	80円/1日	120円/1日
入浴介助加算Ⅱ		55円/1日	110円/1日	165円/1日
中重度者ケア体制加算		45円/1日	90円/1日	135円/1日
生活機能向上連携加算Ⅰ		100円/1月	200円/1月	300円/1月
生活機能向上連携加算Ⅱ		200円/1月	400円/1月	600円/1月
個別機能訓練加算Ⅰイ		56円/1日	112円/1日	168円/1日
個別機能訓練加算Ⅰロ		76円/1日	152円/1日	228円/1日
個別機能訓練加算Ⅱ		20円/1月	40円/1月	60円/1月
ADL維持等加算Ⅰ		30円/1月	60円/1月	90円/1月
ADL維持等加算Ⅱ		60円/1月	120円/1月	180円/1月
認知症加算		60円/1日	120円/1日	180円/1日

若年性認知症利用者受入加算	60 円/1 日	120 円/1 日	180 円/1 日
栄養アセスメント加算	50 円/1 月	100 円/1 月	150 円/1 月
栄養改善加算	200 円/1 回	400 円/1 回	600 円/1 回
口腔・栄養スクリーニング加算 I	20 円/1 回	40 円/1 回	60 円/1 回
口腔・栄養スクリーニング加算 II	5 円/1 回	10 円/1 回	15 円/1 回
口腔機能向上加算 I	150 円/1 回	300 円/1 回	450 円/1 回
口腔機能向上加算 II	160 円/1 回	320 円/1 回	480 円/1 回
科学的介護推進体制加算	40 円/1 月	80 円/1 月	120 円/1 月
サービス提供体制強化加算 I	22 円/1 日	44 円/1 日	66 円/1 日
サービス提供体制強化加算 II	18 円/1 日	36 円/1 日	54 円/1 日
サービス提供体制強化加算 III	6 円/1 日	12 円/1 日	18 円/1 日
介護職員等処遇改善加算 I	1 月につき +所定単位数×92/1,000		
介護職員等処遇改善加算 II	1 月につき +所定単位数×90/1,000		
介護職員等処遇改善加算 III	1 月につき +所定単位数×80/1,000		
介護職員等処遇改善加算 IV	1 月につき +所定単位数×64/1,000		
ご利用時、送迎を利用しない場合は片道につき所定単位より 47 単位を減算。			
介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業利用料			
1 月あたりの利用料金	自己負担 1 割の方	自己負担 2 割の方	自己負担 3 割の方
事業対象者・要支援 1	1,798 円	3,596 円	5,394 円
事業対象者・要支援 2	3,621 円	7,242 円	10,863 円
加 算			
生活機能向上グループ活動加算	100 円/1 月	200 円/1 月	300 円/1 月
若年性認知症受入加算	240 円/1 月	480 円/1 月	720 円/1 月
栄養アセスメント加算	50 円/1 月	100 円/1 月	150 円/1 月
栄養改善加算	200 円/1 月	400 円/1 月	600 円/1 月
口腔機能向上加算 I	150 円/1 月	350 円/1 月	450 円/1 月
口腔機能向上加算 II	160 円/1 月	320 円/1 月	480 円/1 月
一体的サービス提供加算	480 円/1 月	960 円/1 月	1,440 円/1 月
サービス提供体制強化加算 I	88 円/1 月	176 円/1 月	264 円/1 月
	176 円/1 月	352 円/1 月	528 円/1 月
サービス提供体制強化加算 II	72 円/1 月	144 円/1 月	216 円/1 月
	144 円/1 月	288 円/1 月	432 円/1 月
サービス提供体制強化加算 III	24 円/1 月	48 円/1 月	72 円/1 月
	48 円/1 月	96 円/1 月	144 円/1 月
生活機能向上連携加算 I	100 円/1 月	200 円/1 月	300 円/1 月
生活機能向上連携加算 II	200 円/1 月	400 円/1 月	600 円/1 月
口腔・栄養スクリーニング加算 I	20 円/1 月	40 円/1 月	60 円/1 月
口腔・栄養スクリーニング加算 II	5 円/1 月	10 円/1 月	15 円/1 月

科学的介護推進体制加算	40円/1月	80円/1月	120円/1月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月につき +所定単位数×92/1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1月につき +所定単位数×90/1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1月につき +所定単位数×80/1,000		
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1月につき +所定単位数×64/1,000		
昼食代（おやつ代含）			
670円/1日			

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は次の額とする。
- (1) 通常の実施区域を越えた地点から、片道おおむね10km未満200円
 - (2) 通常の実施区域を越えた地点から、片道おおむね10km以上20km未満400円
 - (3) 通常の実施区域を越えた地点から、片道おおむね20km以上の場合は10km毎に200円
- 3 事業に通常要する時間を越える事業であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の事業に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用。
- 4 おむつ代

種 類	1枚あたりの価格	1袋あたりの価格
テープ止め M	110円	3,300円
テープ止め L	125円	3,250円
リハビリパンツ M	90円	1,800円
リハビリパンツ L	100円	1,800円
パット 小	27円	810円
なんでもパット	30円	1,080円
ウルトラパット	50円	1,500円

- 5 前各号に掲げるもののほか、事業の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させるものが適当と認められる費用。
- 6 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いを同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の送迎の実施地域は、藤岡市（旧鬼石町は浄法寺地区まで）、高崎市（除く旧倉渚村、旧箕郷町、旧群馬町、旧榛名町）とする。

（衛生管理等）

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹

底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用者にあたっての留意事項)

第11条 利用者は、当該事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 事業所の設備、備品等に損傷損害など与えないこと。
- (3) 各部屋での使用上の注意事項等に協力すること。
- (4) 第13条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対処方法)

第12条 従業者は、事業の実施中に、利用者病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医等に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は防火管理者を選任する
- 3 防火管理者は、定期的に消防設備、救急用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年4月及び10月に非難及び救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事業所は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理等)

第15条 事業所は、提供した事業に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

- 第17条 事業所は、事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

- 第19条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（個人情報の保護）

- 第20条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(研修の機会の確保)

第21条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護の係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 2 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- 2 この規程は、一部改定し、平成17年11月 7日から施行する。
- 3 この規程は、一部改定し、平成18年 9月 1日から施行する。
- 4 この規程は、一部改定し、平成19年 2月 1日から施行する。
- 5 この規程は、一部改定し、平成21年 4月 1日から施行する。
- 6 この規程は、一部改定し、平成24年 4月 1日から施行する。
- 7 この規程は、一部変更し、平成24年 8月 1日から施行する。
- 8 この規程は、一部変更し、平成25年 4月 1日から施行する。
- 9 この規程は、一部変更し、平成26年 4月 1日から施行する。
- 10 この規程は、一部変更し、平成27年 4月 1日から施行する。
- 11 この規程は、一部改定し、平成27年 7月 1日から施行する。
- 12 この規程は、一部改定し、平成27年 8月 1日から施行する。
- 13 この規程は、一部改定し、平成28年 4月 1日から施行する。
- 14 この規程は、一部改定し、平成29年 4月 1日から施行する。
- 15 この規程は、一部改定し、平成30年 4月 1日から施行する。
- 16 この規程は、一部改定し、平成30年 9月 1日から施行する。
- 17 この規程は、一部改定し、令和 元年10月 1日から施行する。
- 18 この規程は、一部改定し、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 19 この規程は、一部改定し、令和 4年10月 1日から施行する。

- | | | | | |
|----|----------------|----|----|-----------|
| 20 | この規程は、一部改定し、令和 | 5年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| 21 | この規程は、一部改定し、令和 | 5年 | 6月 | 1日から施行する。 |
| 22 | この規程は、一部改定し、令和 | 5年 | 9月 | 1日から施行する。 |
| 23 | この規程は、一部改定し、令和 | 6年 | 2月 | 1日から施行する。 |
| 24 | この規程は、一部改定し、令和 | 6年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| 25 | この規程は、一部改定し、令和 | 6年 | 6月 | 1日から施行する。 |
| 26 | この規程は、一部改定し、令和 | 7年 | 5月 | 1日から施行する。 |